

○内閣府令第五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十九条第二項及び第二百二十六条並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百二条第二項及び第二百六十四条第一項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「（第八条第十八項に規定するキャッシュ・フローをいう。次号において同じ。）」を削る。

第八条第二十八項中「に対する支配を獲得して一つの報告単位となる」を「を取得する（支配を獲得することをいう。次項及び第三十六項、第八条の十七第一項、第八条の十九第一項並びに第五十六条において同じ。）」に改め、同条第二十九項中「支配」を「取得」に改め、同条第三十項中「吸収合併後存続する会社」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社及びこれに準ずる事業体」に改め、同条第三十六項を次のように改める。

36 この規則において、「逆取得」とは、企業結合のうち、次に掲げるものをいう。

一 吸収合併（会社以外の場合にあつてはこれに準ずるもの。以下同じ。）により消滅する企業が存続し、存続会社を取得すると考えられる企業結合

二 吸収分割会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社及びこれに準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第二号において同じ。）又は現物出資を行つた企業が、吸収分割承継会社（同法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社及びこれに準ずる事業体をいう。）又は現物出資を受けた企業を取得することとなる企業結合

三 株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社及びこれ

に準ずる事業体をいう。第八条の十八第三項第三号において同じ。）が株式交換完全親会社（同法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社及びこれに準ずる事業体をいう。）を取得することとなる企業結合

第八条の四中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第八条の五中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第八条の九ただし書中「利益剰余金」の下に「その他の項目」を加え、同条第二号中「により特別目的会社」を「による特別目的会社」に改める。

第八条の十七の見出しを「（取得による企業結合が行われた場合の注記）」に改め、同条第一項中「当事業年度においてパーチェス法を適用した」を「当該事業年度において他の企業又は企業を構成する事業の取得による」に、「には、次の各号」を「（次条第一項及び第八条の十九第一項本文に規定する場合を除く。）には、次」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 企業結合の概要

第八条の十七第一項第四号中「及びその評価額」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「又は負の

のれん」を削り、「償却期間」の下に「又は負ののれん発生益の金額及び発生原因」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号を削り、同項第十三号中「当事業年度」を「当該事業年度」に改め、「概算額」の下に「及びその算定方法（当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同条第二項中「並びに前項第十二号及び第十三号の影響の概算額」を「に係る取引」に改め、同項ただし書中「個々の企業結合」を「当該事業年度における個々の企業結合に係る取引」に、「企業結合が行われた事業年度の企業結合」を「当該事業年度における複数の企業結合に係る取引」に、「前項第一号及び第三号から第十一号まで」を「同項第一号及び第三号から第九号まで」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項第十三号」を「第一項第十号」に改め、「の各号」を削り、「いずれかの額」を「額のいずれか」に改め、「併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「（第十二号及び第十三号を除く。）」を削り、「定める」を「規定する」に改め、同項を同条第四項とする。

第八条の十八及び第八条の十九を次のように改める。

(逆取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十八 当該事業年度において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとされたときに貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額を注記しなければならない。

2 前項に規定する影響額は、次に掲げる額のいずれかとする。

一 パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の次に掲げる項目の金額と財務諸表提出会社に係る貸借対照表及び損益計算書の当該項目の金額との差額

イ 貸借対照表項目（資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれんをいう。第八条の二十一第二項第一号において同じ。）

ロ 損益計算書項目（売上高、営業利益金額又は営業損失金額、経常利益金額又は経常損失金額、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額、のれんの償却額、負ののれん発生益及び一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。第八条の二十

一 第二項第一号において同じ。）

二 パーチェス法を適用した場合における貸借対照表及び損益計算書の主要な項目の金額

3 第一項に規定する事項及び影響額は、次の各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しななければならない。

一 第八条第三十六項第一号に掲げる企業結合 財務諸表提出会社

二 第八条第三十六項第二号に掲げる企業結合 吸収分割会社又は現物出資を行った企業

三 第八条第三十六項第三号に掲げる企業結合 株式交換完全子会社

4 第一項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する事項及び影響額を注記しなければならない。ただし、前項各号に掲げる企業結合の区分に応じ、当該各号に定める企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、当該事項及び影響額を記載することに代えて、その旨を記載しなければならない。

(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)

第八条の十九 当該事業年度において他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

一 第八条の十七第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二 取得企業が取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額と当該取得原価を企業結合日における時価で算定した被取得企業の取得原価との差額

三 前号に掲げる差額を損益として処理した場合に貸借対照表及び損益計算書に及ぼす影響額

2 前項本文の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降においても、影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、結合後企業が連結財務諸表を作成することとなった場合には、記載することを要しない。

第八条の二十第一項中「当事業年度」を「当該事業年度」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 取引の概要

第八条の二十第一項第三号中「第六号まで、第八号及び第九号」を「第五号まで及び第七号に掲げる事項」に改め、同条第二項ただし書中「ただし、」の下に「当該事業年度における」を加え、「企業結合が行われた事業年度における」を「当該事業年度における複数の」に、「同項」を「同項各号」に、「全体で」を「全体について」に改める。

第八条の二十一第一項中「当事業年度」を「当該事業年度」に、「影響の概算額」を「影響額」に改め、同条第二項中「掲げる影響の概算額」を「規定する影響額」に改め、「の各号」を削り、「いずれかの額」を「額のいずれか」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 親会社の子会社を吸収合併したものとした場合における貸借対照表項目及び損益計算書項目の金額と存続会社に係る当該項目の金額との差額

第八条の二十一第二項第二号中「の前号に掲げる」を「における」に改め、「損益計算書の」の下に「主要な」を加え、同条第三項中「前項に掲げる事項」を「第一項本文の規定により注記を行った場合」に、「継続して」を「影響額に重要性が乏しくなった場合を除き、同項に規定する影響額を」に改め、同項

ただし書を次のように改める。

ただし、子会社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、記載することを要しない。

第八条の二十二第一項を次のように改める。

当該事業年度において共同支配企業を形成する企業結合（以下この条及び次条第一項において「共同支配企業の形成」という。）が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

第八条の二十二第二項中「共同支配企業の形成」の下に「に係る取引」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該事業年度における」を加え、「企業結合が行われた事業年度」を「当該事業年度における複数」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改める。

第八条の二十三の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条第一項中「当該事業年度において」を「当該事業年度において重要な」に、「次の各号」を「分離元企業は、次」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 事業分離の概要

第八条の二十三第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三分離した事業が含まれていた報告セグメント（第八条の二十九第一項に規定する報告セグメントをいう。）の名称

第八条の二十三第二項中「前項第四号の記載」を「前項第五号に掲げる事項」に改め、「には、」の下に「注記を」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 当該事業年度における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当該事業年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

第八条の二十三第四項中「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に、「定める」を「規定する」に改める。

第八条の二十四の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「であっても、第八条の十八第一項第一号及び第四号に準じて」を「は、次に掲げる事項を」に改め、同条に次の

各号を加える。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

第八条の二十四に次の一項を加える。

2 前項に規定する事項は、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第八条の二十五第一項及び第二項を次のように改める。

貸借対照表日後に完了した企業結合又は貸借対照表日後に主要な条件について合意をした企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、当該企業結合に関する事項について、第八条の十七（第一項第二号、第九号及び第十号を除く。）、第八条の二十又は第八条の二十二の規定に準じて注記しなければならない。ただし、未確定の事項については、記載することを要しない。

2 貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結合が同日までに完了していない場合（前項

に規定する場合を除く。)には、当該企業結合に関する事項について、同項の規定に準じて注記しなければならない。

第八条の二十六第一項を次のように改める。

分離元企業は、次の各号に掲げる場合には、事業分離について、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 貸借対照表日後に完了した事業分離が重要な後発事象に該当する場合 第八条の二十三第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二 貸借対照表日後に主要な条件について合意をした事業分離が重要な後発事象に該当する場合 第八条の二十三第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

三 貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離が同日までに完了していない場合(第一号に掲げる場合を除く。) 第八条の二十三第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

第八条の二十六第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条の二十八の次に次の二条を加える。

(セグメント情報等の注記)

第八条の二十九 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第二号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第三号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 貸借対照表又は損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第四号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5 第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第八条の三十 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、次

に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 賃貸等不動産の概要

二 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当該事業年度における主な変動

三 賃貸等不動産の貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法

四 賃貸等不動産に関する損益

2 前項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

第十一条第二項中「様式第二号」を「様式第五号」に改める。

第十五条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 通常の取引に基づいて発生した電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第

二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第三十一条の五、第四十七条第一号の二及び第五十一条の五において同じ。ただし、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかでないものを除く。）

第十八条中「(平成十七年法律第八十六号)」を削る。

第三十一条の四の次に次の一条を加える。

第三十一条の五 電子記録債権のうち第十五条第二号の二及び第十二号に掲げる資産に該当するもの以外のものは、投資その他の資産に属するものとする。

第四十七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 電子記録債権に係る債務(通常の取引に基づいて発生したものに限り。)

第五十条中「前条第一項第十三号の」を「前条第一項第十四号に掲げる項目に属する」に改める。

第五十一条中「、負のれん」を削る。

第五十一条の四の次に次の一条を加える。

第五十一条の五 電子記録債権に係る債務のうち第四十七条第一号の二及び第六号に掲げる負債に該当するもの以外のものは、固定負債に属するものとする。

第五十二条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

第五十三条中「第五十二条第一項第九号」を「第五十二条第一項第八号」に改める。

第五十四条の二を次のように改める。

第五十四条の二 削除

第五十六条中「短期間で」を「に」に改める。

第六十九条第二項中「様式第三号」を「様式第六号」に改める。

第九十五条の二中「固定資産売却益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

第九十九条第二項中「様式第四号」を「様式第七号」に改める。

第一百十条第二項中「様式第五号又は第六号」を「様式第八号又は第九号」に改める。

第二百一十一条第二項中「前項各号の」を「前項各号に掲げる」に、「様式第七号から第十二号まで」を

「様式第十号から第十五号まで」に改める。

第二百二十二条第一号中「、造船業財務諸表準則（昭和二十六年運輸省告示第二百五十四号）」を削る。

別記第二号を次のように改める。

二 削除

様式第十二号を様式第十五号とし、様式第四号から様式第十一号までを三号ずつ繰り下げる。

様式第三号中「~~回中監査報告~~」を ×××」を

「~~回中監査報告~~」 ××× ××× に改め、同様式を

血ののれん発生 ~~監~~ ××× ××× 「 ×××」

様式第六号とする。

「~~監除中監務~~」 ××× ××× ××× を

様式第二号中 血ののれん ××× ××× ×××」

「~~監除中監務~~」 ××× ××× ×××」に改め、同様式を

様式第五号とする。

様式第一号の次に次の三様式を加える。

【別葉①～③（様式第二号～様式第四号）を挿入】

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十号及び第三十一号を削り、第三十二号を第三十号とし、第三十三号から第三十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条第一項第三号中「財政、経営」を「財政状態、経営成績」に改める。

第五条第二項中「等」を「損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目」に、「その企業集団」を「企業集団」に、「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、「財政又は経営の状態等」を「財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況」に、「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十条第二項中「等」を「及び利益剰余金その他の項目」に改める。

第十三条第一項中「の各号」を削り、第五号から第七号までを削り、同条第五項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 のれんの償却方法及び償却期間

八 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

第十三条第六項及び第七項を削る。

第十四条の二中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十五条中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第十五条の二を次のように改める。

(セグメント情報等の注記)

第十五条の二 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の

算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの連結貸借対照表計上額又は

連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 連結貸借対照表又は連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第十五条の十二の見出しを「（取得による企業結合が行われた場合の注記）」に改め、同条第一項中「

「パーチェス法を適用した」を「他の企業又は企業を構成する事業の取得による」に改め、「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 企業結合の概要

第十五条の十二第一項第四号中「及びその評価額」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 取得が複数の取引によつて行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

第十五条の十二第一項第六号中「又は負ののれん」を削り、「償却期間」の下に「又は負ののれん発生益の金額及び発生原因」を加え、同項第八号中「当該連結会計年度」を「当連結会計年度」に改め、同項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号中「概算額」の下に「及びその算定方法（当該影響の概算額に重要性が乏しい場合を除く。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同条第二項中「かかわらず、」の下に「企業結合に係る取引に」を加え、同項ただし書中「個々の企業結合」を「当連結会計年度における個々の企業結合に係る取引」に、「企業結合が行われた連結会計年度における企業結合」を「当連結会計年度における複数の企業結合に係る取引」に、「前項第

一号及び第三号から第十号まで」を「同項第一号及び第三号から第十号まで」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改め、同条第三項中「第一項第十二号」を「第一項第十一号」に、「の各号のいずれかの額」を「に掲げる額のいずれか」に改め、「、併せて概算額の算定方法及び重要な前提条件を記載するとともに」を削る。

第十五条の十三を次のように改める。

第十五条の十三 削除

第十五条の十五中「形成」の下に「（同条第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。次条第一項において同じ。）」を加え、「同条」を「財務諸表等規則第八条の二十二」に改める。

第十五条の十六の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条第一項中「おいて事業分離」を「おいて重要な事業分離」に改め、「には」の下に「、分離元企業は」を加え、「の各号」を削り、第一号から第三号までを次のように改める。

一 事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

第十五条の十六第一項第四号中「当連結会計年度」を「当連結会計年度」に改め、同項に次の一号を加える。

五 移転損益を認識した事業分離において、分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有する以外に、継続的関与がある場合には、当該継続的関与の概要

第十五条の十六第二項を次のように改める。

2 前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

第十五条の十六に次の一項を加える。

3 当連結会計年度における個々の事業分離に係る取引に重要性が乏しいが、当連結会計年度における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

第十五条の十七の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「第八条の二十四」を「第八条の二十四第一項」に、「分離先企業」を「企業結合に該当しない事業分離」に改め

る。

第十五条の十八第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 子会社が行った企業結合の概要

第十五条の十八第一項第三号を次のように改める。

三 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

第十五条の十八第二項中「の記載」を「に掲げる事項」に改め、「には、」の下に「注記を」を加え、

同条第三項中「かかわらず、」の下に「企業結合に係る取引に」を加え、同項ただし書中「個々の企業結

合」を「当連結会計年度における個々の企業結合に係る取引」に、「連結会計年度の企業結合」を「当連

結会計年度における複数の企業結合に係る取引」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第十五条の十九中「重要な後発事象等」を「重要な後発事象及び連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合であつて同日までに完了していないもの」に改める。

第十五条の二十中「第八条の二十六（第三項の規定を除く。）」を「第八条の二十六第一項」に、「重要な後発事象等」を「重要な後発事象及び連結決算日までに主要な条件について合意をした事業分離であ

つて同日までに完了していないもの」に、「同条第一項及び第二項」を「同項」に改める。

第十五条の二十一を次のように改める。

(子会社の企業結合に関する後発事象等の注記)

第十五条の二十一 子会社の企業結合(当該企業結合により子会社に該当しなくなる場合に限る。)が次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

一 連結決算日後に完了した子会社の企業結合が重要な後発事象に該当する場合 第十五条の十八第一項各号に掲げる事項に準ずる事項

二 連結決算日後に主要な条件について合意をした子会社の企業結合が重要な後発事象に該当する場合 第十五条の十八第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

三 連結決算日前に主要な条件について合意をした子会社の企業結合が同日までに完了していない場合(第一号に掲げる場合を除く。) 第十五条の十八第一項第一号及び第三号に掲げる事項に準ずる事項

項

第十五条の二十三の次に次の一条を加える。

(賃貸等不動産に関する注記)

第十五条の二十四 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

一 賃貸等不動産の概要

二 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動

三 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

四 賃貸等不動産に関する損益

第二十二條中「第三十一條から第三十一條の四まで」を「第三十一條から第三十一條の五まで」に改める。

第三十六條中「、第五十一條から第五十一條の四まで」を「及び第五十一條から第五十一條の五まで」に改める。

第三十八条第一項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第四項中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条第五項を削る。

第四十条を削り、第四十条の二を第四十条とする。

第五十七条中「、負ののれんの償却額」を削る。

第六十二条中「固定資産売却益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第六十五条第一項中「の各号」を削り、第三号を削り、同条第二項中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。

4 少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額に税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、当期純利益金額又

は当期純損失金額として記載しなければならない。

第六十六条の二を次のように改める。

(持分法による投資利益等の表示)

第六十六条の二 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

様式第一号から様式第三号までを次のように改める。

【別葉④～⑥(様式第一号～様式第三号)を挿入】

様式第四号中

「資産除去債務

×××

×××

を

負ののれん

×××

×××」

「資産除去債務

×××

×××」に改める。

様式第五号中

「有価証券売却益

×××

×××

を

負ののれん償却額

×××

×××」

「有価証券売却益

×××

×××」及び「固定資産売却

却益			
	×××	××××	「固定資産売却却益
			負ののれん発生益

×××	×××	
×××	×××	「法人税等合計
		」
×××	×××	「法人税等合計

「法人税等合計

×××	×××	少数株主損益調整前当期純利益（又は
		少数株主損益調整前当期純損失）

×××	×××	
×××	×××	に改める。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。

第二条の二中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第五条の二中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第五条の七ただし書中「利益剰余金」の下に「その他の項目」を加える。

第五条の九第一項中「の各号」を削り、同項ただし書中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第五条の十の見出しを「（取得による企業結合が行われた場合の注記）」に改め、同条中「パーチェス法を適用した場合」を「他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合（次条各項に定める場合を除く。）」に、「同条第一項（第十一号）」を「財務諸表等規則第八条の十七第一項（第九号）」に、「第四項及び第五項」を「及び第三項」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に、「同項

第十二号及び第十三号並びに第六項」を「同項第十号及び同条第四項」に、「同条第一項第十二号及び第三項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第一項第十二号及び第十三号、第三項並びに第五項第一号」を「同条第一項第十号及び第三項第一号」に改め、「同条第三項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」とを削る。

第五条の十一を次のように改める。

(逆取得となる企業結合等が行われた場合の注記)

第五条の十一 財務諸表等規則第八条の十八の規定は、逆取得となる企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、同条第二項中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中

間財務諸表提出会社」と、同号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」と、同条第三項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第一号中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、同条第四項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 財務諸表等規則第八条の十九の規定は、他の企業の取得による企業結合が複数の取引によつて行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条第一項中「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表」とあるのは「中間貸借対照表」と、「損益計算書」とあるのは「中間損益計算書」と、同条第二項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と読み替えるものとする。

第五条の十二中「及び第三項」を削り、「及び第八条の二十一第一項」を「並びに第八条の二十一第一

項及び第三項」に、「同項第一号口中「税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額」とあるのは「税引前中間純利益金額又は税引前中間純損失金額」と、「当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「中間純利益金額又は中間純損失金額」と、「一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額」とあるのは「一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額」を「同条第三項中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」に改める。

第五条の十三中「の形成」を「を形成する企業結合」に改める。

第五条の十四の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条中「事業分離」を「重要な事業分離」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める。

第五条の十五の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「分離先企業」を「企業結合に該当しない事業分離」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「連結財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

第五条の十六中「等について」を「及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした企業結

合であつて同日までに完了していないものについて」に改める。

第五条の十七中「等について」を「及び中間貸借対照表日までに主要な条件について合意をした事業分離であつて同日までに完了していないものについて」に改め、「及び第二項」を削り、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

第五条の十九の次に次の二条を加える。

(セグメント情報等の注記)

第五条の二十 企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する情報(以下「セグメント情報」という。)については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間貸借対照表計上額又は

中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 中間貸借対照表又は中間損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

5 第一項各号及び第二項各号に掲げる事項並びに第三項に規定する概要は、中間財務諸表提出会社が中

間連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第五条の二十一 財務諸表等規則第八条の三十(第一項第一号及び第四号を除く。)の規定は、賃貸等不動産(同条第一項に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「貸借対照表計上額」とあるのは「中間貸借対照表計上額」と、「事業年度」とあるのは「中間会計期間」と、同項第三号中「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と、同条第二項中「財務諸表提出会社」とあるのは「中間財務諸表提出会社」と、「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する財務諸表等規則第八条の三十第一項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額及び中間貸借対照表日における時価に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

第六条中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第八条第二項中「様式第一号」を「様式第四号」に改める。

第十二条中「第三十一条から第三十一条の四まで」を「第三十一条から第三十一条の五まで」に改める。

第二十七条中「、第五十一条から第五十一条の四まで」を「及び第五十一条から第五十一条の五まで」に改める。

第三十九条第二項中「様式第二号」を「様式第五号」に改める。

第五十八条第二項中「様式第三号」を「様式第六号」に改める。

第六十九条第二項中「様式第四号又は第五号」を「様式第七号又は第八号」に改める。

様式第五号を様式第八号とし、様式第一号から様式第四号までを三号ずつ繰り下げ、附則の次に次の三様式を加える。

【別葉⑦⑧⑨（様式第一号～様式第三号）を挿入】

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二十七号及び第二十八号を削り、第二十九号を第二十七号とし、第三十号から第三十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第四条第三号中「財政、経営」を「財政状態、経営成績」に改める。

第五条第二項中「等」を、「損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目」に、「その企業集団」を「企業集団」に、「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、「財政又は経営の状態等」を「財政状態、経営成績又はキャッシュ・フローの状況」に、「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第七条第二項中「等」を「及び利益剰余金その他の項目」に改める。

第十条第一項中「の各号」を削り、第五号を削り、同条第五項中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

第十二条中「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十三条中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第十四条を次のように改める。

(セグメント情報等の注記)

第十四条 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「セグメント情報」という。）については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントの概要

二 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法

三 前号に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの中間連結貸借対照表計上額又は中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

2 報告セグメントに関連する情報（様式第二号において「関連情報」という。）については、次に掲げる事項を同様式に定めるところにより注記しなければならない。

一 製品及びサービスごとの情報

二 地域ごとの情報

三 主要な顧客ごとの情報

3 中間連結貸借対照表又は中間連結損益計算書において、次に掲げる項目を計上している場合には、報告セグメントごとの概要を様式第三号に定めるところにより注記しなければならない。

一 固定資産の減損損失

二 のれんの償却額及び未償却残高

三 負ののれん発生益

4 前三項の規定にかかわらず、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第十七条の四の見出しを「（取得による企業結合が行われた場合の注記）」に改め、同条中「パーチェス法を適用した」を「他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた」に、「第十号を」を「第十号を」に、「同項第十一号」を「同項第十号」に、「同項第十二号」を「同項第十一号」に改める。

第十七条の五を次のように改める。

第十七条の五 削除

第十七条の八の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条中「事業分離」を「重要な事業分離」に改め、「同条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「同項第四号」を「同条第一項第四号」に改める。

第十七条の九の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「第八条の二十四」を「第八条の二十四第一項」に、「分離先企業」を「企業結合に該当しない事業分離」に改める。

第十七条の十中「同条第一項中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「中間連結財務諸表提出会社」と、同項第四号」に改める。

第十七条の十一中「等について」を「及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした企業結合であって同日までに完了していないものについて」に改める。

第十七条の十二中「第八条の二十六（第三項を除く。）」を「第八条の二十六第一項」に、「等につい

て」を「及び中間連結決算日までに主要な条件について合意をした事業分離であって同日までに完了していないものについて」に、「同条」を「同項」に改める。

第十七条の十三中「等」を「及び主要な条件について合意をした子会社の行う企業結合であって中間連結決算日までに完了していないもの」に改める。

第十七条の十五の次に次の一条を加える。

（賃貸等不動産に関する注記）

第十七条の十六 連結財務諸表規則第十五条の二十四（第一号及び第四号を除く。）の規定は、賃貸等不動産（同条に規定する賃貸等不動産をいう。次項において同じ。）について準用する。この場合において、同条第二号中「連結貸借対照表計上額」とあるのは「中間連結貸借対照表計上額」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第三号中「連結決算日」とあるのは「中間連結決算日」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する連結財務諸表規則第十五条の二十四第二号及び第三号に掲げる事項のうち、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比

して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することにより、これらの号に掲げる事項の注記を省略することができる。

第二十四条中「第三十一条から第三十一条の四まで」を「第三十一条から第三十一条の五まで」に改める。

第三十七条中「、第五十一条から第五十一条の四まで」を「及び第五十一条から第五十一条の五まで」に改める。

第三十九条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同条第四項中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改め、同条第五項を削る。

第四十一条の二を削る。

第四十三条を削り、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の三を第四十二条とする。

第五十八条中「、負ののれんの償却額」を削る。

第六十一条中「固定資産売却益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第六十四条第一項中「の各号」を削り、第三号を削り、同条第二項中「前項第一号及び第二号」を「前

項各号」に改め、同条第三項中「中間純利益金額又は中間純損失金額」を「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。

5 少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額に税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。

第六十六条を次のように改める。

(持分法による投資利益等の表示)

第六十六条 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

×××	×××	×××	×××
×××	×××	×××	×××
			に改める。
			」
			に改める。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。

第三条中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十三号までを一号ずつ

繰り上げる。

第五条第二項中「この項」の下に「及び第二十二条の三第三項」を加える。

第八条中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十二条第一項ただし書中「利益剰余金」の下に「その他の項目」を加える。

第十五条の見出しを「（取得による企業結合が行われた場合の注記）」に改め、同条第一項中「においてパーチェス法を適用した」を「において他の企業又は企業を構成する事業の取得による」に改め、「行われた場合」の下に「（次条第一項に定める場合を除く。）」を加え、「の各号」を削り、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該企業結合に係る取引に」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 企業結合の概要

第十五条第一項第四号中「及びその評価額」を削り、同項第五号を削り、同項第六号中「又は負のれんの金額（当該金額は、暫定的に算定された金額を含む。）」を「の金額」に改め、「償却期間」の下に「又は負のれん発生益の金額及び発生原因」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号中「発生したのれん又は負のれん」を「前号に掲げる発生したのれんの金額又は負のれん発生益」に改め、同号を

同項第六号とし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第七号とし、同条第二項中「前項」を「前項ただし書」に、「個々の企業結合」を「当四半期会計期間における個々の企業結合に係る取引」に、「企業結合が行われた四半期会計期間の企業結合」を「当四半期会計期間における複数の企業結合に係る取引」に、「第七号」を「第六号」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第九号」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項第九号」を「第一項第七号」に改め、同項を同条第四項とする。

第十六条を次のように改める。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第十六条 当四半期会計期間において逆取得となる企業結合が行われた場合には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとされたときに四半期貸借対照表及び四半期損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 取引の概要

第十七条第一項第三号中「第三号、第四号及び第六号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第二項ただし書中「ただし、」の下に「当四半期会計期間における」を加え、「企業結合が行われた四半期会計期間」を「当四半期会計期間における複数」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期会計期間の翌四半期会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、注記しなければならない。

第十八条第一項中「（財務諸表等規則第八条第六項第四号に規定する共同支配企業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を形成した」を「の形成（財務諸表等規則第八条の二十二第一項に規定

する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)を行つた」に、「実施した会計処理の概要の記載においては、」を「この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を」に改め、同条第二項中「形成」の下に「に係る取引」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「当四半期会計期間における」を加え、「企業結合が行われた四半期会計期間」を「当四半期会計期間における複数」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改める。

第十九条の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条第一項中「において事業分離」を「において重要な事業分離」に、「次の各号」を「分離元企業は、次」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 事業分離の概要

第十九条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 分離した事業が含まれていた報告セグメント(第二十二条の三第一項に規定する報告セグメントをいう。)の名称

第十九条第二項中「前項第四号の記載」を「前項第五号に掲げる事項」に改め、「には、」の下に「注

記を」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 当四半期会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

第二十条の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「であっても、前条第一項第一号に準じて」を「は、次に掲げる事項を」に改め、同条に次の各号を加える。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

第二十二条中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第二十二条の二の次に次の二条を加える。

(セグメント情報等の注記)

第二十二条の三 企業を構成する一定の単位（以下「報告セグメント」という。）に関する情報（以下「

セグメント情報」という。)については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならぬ。

一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要(前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。)

2 当四半期会計期間(当該事業年度に属する四半期会計期間のうち当四半期会計期間前のものを含む)。

一)において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法(次項及び第四項において「報告セグメントに係る算定方法」という。)の重要な変更があった場合には、その内容を注記しなければならない。

3 当該事業年度の第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定により行った注記に加え、第二・四半期

以降に変更した理由を注記しなければならない。

4 前事業年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前事業年度の対応する四半期累計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（当四半期会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。）を注記しなければならない。

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法による概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

6 当四半期会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二十二條の四 賃貸等不動産(財務諸表等規則第八條の三十第一項に規定する賃貸等不動産をいう。)

については、当該賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期貸借対照表日における当該賃貸等不動産の時価及び四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

第二十五條第二項中「様式第一号」を「様式第二号」に改める。

第二十九條中「第三十一條から第三十一條の四まで」を「第三十一條から第三十一條の五まで」に改める。

第四十三條中「第五十一條から第五十一條の四まで」を「第五十一條から第五十一條の五まで」に改める。

第五十六條第二項中「様式第二号及び第三号」を「様式第三号及び第四号」に改める。

第六十六條中「固定資産売却益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第七十四條第二項中「様式第四号又は第五号」を「様式第五号又は第六号」に改める。

様式第五号を様式第六号とし、様式第一号から様式第四号までを一号ずつ繰り下げ、附則の次に次の一様式を加える。

【別葉⑬（様式第一号）を挿入】

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条の二」を「第五十三条」に改める。

第二条第三十一号を次のように改める。

三十一 逆取得 財務諸表等規則第八条第三十六項に規定する逆取得をいう。

第四条第三号中「財政、経営」を「財政状態、経営成績」に改める。

第五条第二項中「等」を「、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目」に、「その企業集団」を「企業集団」に、「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、「財政又は経営の状態等」を「財政状態、経営成績又はキャッシュ・フロー

「の状況」に、「及び経営成績」を、「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第七条第二項中「等」を「及び利益剰余金その他の項目」に改める。

第十条第二項中「この項」の下に「及び第十五条第三項」を加える。

第十三条第一項中「及び経営成績」を、「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十四条中「財政及び経営」を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー」に改める。

第十五条を次のように改める。

(セグメント情報等の注記)

第十五条 企業を構成する一定の単位(以下「報告セグメント」という。)に関する情報(以下「セグメント情報」という。)については、次に掲げる事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。

一 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額

二 前号に掲げる利益又は損失の金額の合計額と当該項目に相当する科目ごとの四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

三 報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象の概要（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）

2 当四半期連結会計期間（当連結会計年度に属する四半期連結会計期間のうち当四半期連結会計期間前のものを含む。）において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る利益若しくは損失の金額の算定方法（次項及び第四項において「報告セグメントに係る算定方法」という。）の重要な変更があった場合には、その内容を注記しなければならない。

3 当連結会計年度の第二・四半期以降の四半期連結会計期間において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があった場合には、前項の規定により行った注記に加え、第二・四半期以降に変更した理由を注記しなければならない。

4 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は報告セグメントに係る算定方法の重要な変更があり、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間における報告セグメント又は報告セグメントに係る算定方法と当四半期連結会計期間におけるこれらの事項との間に相違がみられる場合には、その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る第一項第一号及び第二号に掲げる金額（

当四半期連結会計期間における報告セグメント及び報告セグメントに係る算定方法に基づいて算定したものに限る。)を注記しなければならない。

5 前項の場合において、正確な金額を算定することが困難なときは、同項に規定する金額に代えて、適当な方法による概算額を注記することができる。ただし、金額を算定することが困難な場合には、同項に規定する金額に代えて、その旨及びその理由を注記することができる。

6 当四半期連結会計期間において、固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合、のれんの金額に重要な変動が生じた場合又は重要な負ののれん発生益を認識した場合には、報告セグメントごとにその概要を注記しなければならない。

第二十条の見出しを「(取得による企業結合が行われた場合の注記)」に改め、同条第一項中「パーチエス法を適用した」を「他の企業又は企業を構成する事業の取得による」に改め、「行われた場合」の下に「(次条第一項に定める場合を除く。)」を加え、「の各号」を削り、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該企業結合に係る取引に」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 企業結合の概要

第二十条第一項第四号中「及びその評価額」を削り、同項第五号を次のように改める。

五 取得が複数の取引によって行われた場合には、被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

第二十条第一項第六号中「又は負ののれんの金額（当該金額には、暫定的に算定された金額を含む。）

」を「の金額」に改め、「償却期間」の下に「又は負ののれん発生益の金額及び発生原因」を加え、同項第七号中「発生したのれん又は負ののれん」を「前号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益」に改め、同条第二項中「前項」を「前項ただし書」に、「個々の企業結合」を「当四半期連結会計期間における個々の企業結合に係る取引」に、「企業結合が行われた四半期連結会計期間の企業結合」を「当四半期連結会計期間における複数の企業結合に係る取引」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（逆取得となる企業結合が行われた場合の注記）

第二十一条 当四半期連結会計期間において逆取得となる企業結合（財務諸表等規則第八条第三十六項第

一号に掲げるものを除く。)が行われた場合には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項に準ずる事項並びに当該企業結合にパーチェス法を適用したとときに四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しなければならない。

2 前項の規定により注記を行った場合は、企業結合が行われた四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間以降においても、影響の概算額の重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に注記しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、財務諸表等規則第八条の十八第三項第二号又は第三号に掲げる企業結合において、同項第二号又は第三号に定める企業が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。この場合には、その旨を記載しなければならない。

第二十二條第一項中「の各号」を削り、第一号を次のように改める。

一 取引の概要

第二十二條第二項ただし書中「ただし、」の下に「当四半期連結会計期間における」を加え、「企業結合が行われた四半期連結会計期間」を「当四半期連結会計期間における複数」に、「企業結合全体で」を

「取引等全体について」に改める。

第二十三条第一項中「（財務諸表等規則第八条第六項第四号に規定する共同支配企業をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を共同で支配する企業が共同支配企業を形成した」を「の形成（財務諸表等規則第八条の二十二第一項に規定する共同支配企業の形成をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行った」に改め、「第二号」の下に「に掲げる事項」を加え、「実施した会計処理の概要の記載においては、」を「この場合において、同項第一号に掲げる事項に準ずる事項を記載するときは、企業結合を」に改め、同条第二項中「形成」の下に「に係る取引」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「当四半期連結会計期間における」を加え、「企業結合が行われた四半期連結会計期間」を「当四半期連結会計期間における複数」に、「全体で」を「に係る取引全体について」に改める。

第二十四条の見出し中「事業分離」の下に「における分離元企業」を加え、同条第一項中「において事業分離」を「において重要な事業分離」に、「次の各号」を「分離元企業は、次」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 事業分離の概要

二 実施した会計処理の概要

第二十四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

第二十四条第二項中「前項第四号」を「前項第五号」に改め、「には、」の下に「注記を」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 当四半期連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当四半期連結会計期

間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

第二十五条の見出し中「分離先企業」を「事業分離における分離先企業」に改め、同条中「であっても、前条第一項第一号に準じて」を「は、次に掲げる事項を」に改め、同条に次の各号を加える。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(賃貸等不動産に関する注記)

第二十七条の三 賃貸等不動産(連結財務諸表規則第十五条の二十四に規定する賃貸等不動産をいう。)については、当該賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表日における当該賃貸等不動産の時価及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

第三十条第二項中「様式第四号」を「様式第二号」に改める。

第三十四条中「第三十一条から第三十一条の四まで」を「第三十一条から第三十一条の五まで」に改める。

第四十八条中「第五十一条から第五十一条の四まで」を「第五十一条から第五十一条の五まで」に、「において」を「において、」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第五十条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第四項中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改め、同条第五項を削る。

第五十一条を削り、第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とし、第五十三条の二を第五十三条とする。

第六十四条第二項中「様式第五号及び第六号」を「様式第三号及び第四号」に改める。

第七十一条中「、負ののれんの償却額」を削る。

第七十四条中「固定資産売却益」の下に「、負ののれん発生益」を加える。

第七十七条第一項中「の各号」を削り、同項第三号を削り、同条第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項各号」に改め、同条第三項中「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を「少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額の次に記載しなければならない。

5 少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額に税金等調整前四半

期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、四半期純利益金額又は四半期純損失金額として記載しなければならない。

第七十九条を次のように改める。

(持分法による投資利益等の表示)

第七十九条 持分法による投資利益と持分法による投資損失が生ずる場合には、これらを相殺して表示することができる。

第八十四条第二項中「様式第七号又は第八号」を「様式第五号又は第六号」に改める。

様式第一号を次のように改める。

【別葉⑭（様式第一号）を挿入】

様式第二号及び様式第三号を削る。

様式第四号中	「 資産除負債 」	×××	×××
	債ののれん	×××	×××

「~~資産除負債~~」 ×××に改め、同様式を

様式第二号とする。

様式第五号中「法人税等合計

×××

×××」を

「法人税等合計

×××

×××

少数株主損益調整前四半期純利益（又
は少数株主損益調整前四半期純損失）

×××

×××

に改め、同様式を

様式第二号とする。

様式第六号中「法人税等合計

×××

×××」を

「法人税等合計

×××

×××

に改め、同様式を

少数株主損益調整前四半期純利益（又
は少数株主損益調整前四半期純損失）

×××

×××

様式第四号とする。

様式第七号を様式第五号とし、様式第八号を様式第六号とする。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第七条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改

正する。

第一条中「第八条の十七第一項第十三号」を「第八条の十七第一項第十号」に、「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第七号」に、「第十五条の十二第一項第十二号」を「第十五条の十二第一項第十号」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十四号の二を削り、第二十五号を次のように改める。

二十五 セグメント情報 財務諸表等規則第八条の二十九第一項、連結財務諸表規則第十五条の二第一項、中間財務諸表等規則第五条の二十第一項、中間連結財務諸表規則第十四条第一項、四半期財務諸表等規則第二十二条の三第一項又は四半期連結財務諸表規則第十五条第一項に規定するセグメント情報という。

第十七条の三第二項第一号及び第十七条の十七第二項第一号中「及び~~経営成績~~」を「~~経営成績~~及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第十九条第二項第十二号及び第十九号中「及び経営成績」を「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第二号様式中「及び経営成績」を、「経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改め、同記載上の注
釋中「事業の種類別セグメントに」を「セグメント情報に」に改め、同記載上の注意⁽²⁷⁾ a 中「事業の種類
別セグメント（事業の種類別セグメント情報（連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定する事業の種類
別セグメント情報をいう。以下同じ。）を記載していない場合は事業部門等。以下同じ。）」を「セグメ
ント情報」に、⁽²⁸⁾ 「事業の種類別セグメントの」を「セグメント情報に記載された」に改め、同記載上の注
意⁽²⁸⁾ b 中「事業の種類別セグメントの」を「セグメント情報に記載された」に改め、同記載上の注意⁽²⁸⁾ b
ただし書中「事業の種類別セグメント若しくは所在地別セグメント」を「セグメント情報」に改め、同記
載上の注意⁽²⁹⁾ a 中「を記載する」の次に「とともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載する」
を加え、同記載上の注意⁽³⁰⁾ a 中「事業の種類別セグメント及び所在地別セグメント」を「セグメント情報
に記載された」に改め、同記載上の注意⁽³⁰⁾ b を次のように改める。

b 連結財務諸表を作成していない場合で、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表

を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。）における業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期（前年同四半期累計期間又は前中間会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

第14条第1項第1号の注(2)の「事業部門等」や「セグメント情報」は、「また、最近2事業年度等における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出の割合を記載すること。ただし、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10未満である場合には記載を省略する」や「ただし、業種・業態によりこれによりがたい場合には、「業績等の概要」の記載に含めて生産、受注及び販売の状況について記載する」は第14条第1項第1号の注(2)の「第77条第3項」や「第77条第5項」は第14条第1項第1号の注(2)の「製品、半製品、原材料、仕掛品」や「商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品」は第14条第1項第1号の注(2)の「商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品」は第14条第1項第1号の注(2)の「商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品」。

第二号の四様式第二部第2の7、第二号の五様式第三部第2の7並びに記載上の注意(42)及び(59)、第二号の六様式第三部第2の7、第二号の七様式第三部第2の7、第三号様式第一部第2の7並びに記載上の注意(16)及び(65)、第三号の二様式第一部第2の7並びに記載上の注意(22)及び(46)並びに第四号様式第一部第2の7中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

第四号の三様式中「及び経営成績」を「、経営成績及びキャッシュ・フローの状況」に改め、同記載上の注意中「、事業の種類別セグメント」を「セグメント書報」に改め、同記載上の注意(8)中「細目及び細目」を「細目」に改め、同様式記載上の注意(9) a 中「事業の種類別セグメント」を「セグメント書報」に改め、同記載上の注意(11) a 中「事業の種類別セグメント及び所在地別セグメント」を「セグメント書報」に改める。

第五号様式記載上の注意中「事業の種類別セグメント」を「セグメント書報」に改め、同記載上の注意(6)及び(7)中「事業の種類別セグメント」を「セグメント書報」に改め、同記載上の注意(9)中「事業の種類別セグメント及び所在地別セグメント」を「セグメント書報」に改める。

第七号様式第二部第3の7及び記載上の注意(41)、第七号の四様式第三部第3の7、第八号様式第一部第

3の7及び記載上の注意(23)、第九号様式第一部第3の7並びに第九号の三様式第一部第3の3及び記載上の注意(14)中「及び證券成金」を「、証券成金及びキャッシュ・フローの状況」に改める。

(特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第九条 特定目的信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項中「災害による損失、前期損益修正損」を「前期損益修正損、減損損失(特別損失の性質を有する場合に限る。)、災害による損失」に改める。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第十条 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「委託者報酬」の下に「、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)」を加え、同条第三項中「災害による損失、前期損益修正損益」を「前期損益修正損益、減損損失(特別損失の性質を有する場合に限る。)、災害による損失」に改める。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第十一条 特定目的会社の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「災害による損失、前期損益修正損」を「前期損益修正損、減損損失(特別損失の性質を有する場合に限る。)、災害による損失」に改める。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正)

第十二条 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中「資産保管手数料」の下に「、減損損失(営業費用の性質を有する場合に限る。)

」を加え、同条第三項中「災害による損失、前期損益修正損益」を「前期損益修正損益、負ののれん発生益、減損損失(特別損失の性質を有する場合に限る。)、災害による損失」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第八条の改正規定、第八条の十七から第八条の二十二までの改正規定、第八条の二十三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分を除く。)及び同条第三項の改正規定、第八条の二十四及び第八条の二十五の改正規定、第八条の二十六の改正規定(新財務諸表等規則第八条の二十三第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項に係る部分を除く。)、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条の二、第五十六条、第九十五条の二及び第九十七条の改正規定、様式第三号の改正規定(負ののれん発生益に係る部分に限る。)並びに様式第二号の改正規定(負ののれんに係る部分に限る。)平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合(新財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。)及び事業分離(新財務諸表等規則第八条第三十八項に規定する事業分離をいう。以下この号

において同じ。)について適用し、同日前に行われる企業結合及び事業分離については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合又は事業分離が行われる場合には、当該企業結合及び事業分離について、これらすべての改正規定による新財務諸表等規則の規定により当該事業年度に係る財務諸表を作成することができる。

二 第八条の二十三第一項の改正規定(同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分に限る。)、同条第二項及び第四項の改正規定、第八条の二十六第一項の改正規定(新財務諸表等規則第八条の二十三第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項に係る部分に限る。)、第八条の二十八の次に二条を加える改正規定(第八条の二十九を加える部分に限る。)、第十一条第二項、第六十九条第二項、第九十九条第二項、第一百十条第二項及び第一百二十一条第二項の改正規定、様式第十二号を様式第十五号とし、様式第四号から様式第十一号までを三号ずつ繰り下げる改正規定、様式第三号の改正規定(同様式を様式第六号とする部分に限る。)、様式第二号の改正規定(同様式を様式第五号とする部分に限る。)並びに様式第一号の次に三様式を加える改正規定(平成二十二年四月一日以後

に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

三 第八条の二十八の次に二条を加える改正規定（第八条の三十を加える部分に限る。） 平成二十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する事業年度に係る財務諸表のうち、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出するものについては、当該改正規定による新財務諸表等規則の規定により作成することができる。

四 第二百二十二条第一号の改正規定及び別記第二号の改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。

2 前項第一号に掲げる改正規定による新財務諸表等規則の規定により財務諸表を作成する最初の事業年度においては、新財務諸表等規則第八条の三第一号に掲げる事項のうち、会計処理の原則又は手続の変更が財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新財務諸表等規則第八条の二十九第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新財務諸表等規則様式第二号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新財務諸表等規則様式第四号に定めるところに準じて注記しなければならぬ。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二条、第十三条、第十五条の十二、第十五条の十三及び第十五条の十五の改正規定、第十五条の十六の改正規定(同条第一項第三号に係る部分を除く。)、第十五条の十七の改正規定、第十五条の十八の改正規定(同条第一項第三号に係る部分を除く。)、第十五条の十九及び第十五条の二十の改正規定

、第十五条の二十一の改正規定（新連結財務諸表規則第十五条の十八第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項に係る部分を除く。）、第三十八条の改正規定、第四十条を削り、第四十条の二を第四十条とする改正規定、第五十七条、第六十二条及び第六十六条の二の改正規定、様式第四号の改正規定並びに様式第五号の改正規定（負ののれん償却額及び負ののれん発生益に係る部分に限る。） 平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合（新連結財務諸表規則第二条第二十三号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。）、事業分離（新連結財務諸表規則第二条第三十一号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。）及び子会社の企業結合（新連結財務諸表規則第十五条の十八第一項に定める場合に該当するものに限る。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる企業結合、事業分離及び子会社の企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合、事業分離又は子会社の企業結合が行われる場合には、当該企業結合、事業分離及び子会社の企業結合について、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により当該連結会計年度に係る連結財務諸表を作成することができる。

二 第十五条の二の改正規定、第十五条の十六の改正規定（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第十五条の十八の改正規定（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、第十五条の二十一の改正規定（新連結財務諸表規則第十五条の十八第一項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）及び様式第一号から様式第三号までの改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

三 第十五条の二十三の次に一条を加える改正規定 平成二十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に終了する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、施行日以後に提出するものについては、当該改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

四 第六十五条の改正規定及び様式第五号の改正規定（負ののれん償却額及び負ののれん発生益に係る部分を除く。） 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年

四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表（附則第五条第一項第四号ただし書の規定により作成した中間連結財務諸表又は附則第七条第一項第四号ただし書の規定により作成した四半期連結財務諸表を提出している場合に限る。）については、これらのすべての改正規定による新連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

2 前項第一号に掲げる改正規定による新連結財務諸表規則の規定により連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度においては、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十四条第二号に掲げる事項のうち、会計処理の原則及び手続の変更（連結子会社の資産及び負債の評価方法に係るものを除く。）が連結財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新連結財務諸表規則様式第一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するもの

として当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新連結財務諸表規則様式第三号に定めるところに準じて注記しなければならない。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「中間財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第二条の二の改正規定、第五条の十から第五条の十三までの改正規定、第五条の十四の改正規定(「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める部分を除く。)及び第五条の十五から第五条の十七までの改正規定 平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合及び事業分離について適用し、同日前に行われる企業結合(新中間財務諸表等規則第二条の二第十四号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。)及び事業分離(新中間財務諸表等規則第二条の二第二十三号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する中間会計期間の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合及び事業分離

が行われる場合には、当該企業結合及び事業分離について、これらのすべての改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により当該中間会計期間に係る中間財務諸表を作成することができる。

二 第五条の十四の改正規定（「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改める部分に限る。）、「第五条の十九の次に二条を加える改正規定（第五条の二十を加える部分に限る。）、「第八条第二項、第三十九条第二項、第五十八条第二項及び第六十九条第二項の改正規定並びに様式第五号を様式第八号とし、様式第一号から様式第四号までを三号ずつ繰り下げ、附則の次に三様式を加える改正規定（平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。）

三 第五条の十九の次に二条を加える改正規定（第五条の二十一を加える部分に限る。）（平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち、施行日以後に提出するものについては、当該改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により作成することができる。

2 前項第一号に掲げる改正規定による新中間財務諸表等規則の規定により中間財務諸表を作成する最初の中間会計期間においては、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条第一項第一号に掲げる事項のうち、会計処理の原則及び手続の変更が中間財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 平成二十二年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新中間財務諸表等規則第五条の二十第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新中間財務諸表等規則様式第一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新中間財務諸表等規則様式第三号に定めるところに準じて注記しなければならない。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号

に定めるところによる。

一 第二条、第十条、第十七条の四、第十七条の五、第十七条の八及び第十七条の九の改正規定、第十七条の十一から第十七条の十三までの改正規定、第三十九条の改正規定、第四十三条を削り、第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の三を第四十二条とし、第四十一条の二を削る改正規定、第五十八条、第六十一条及び第六十六条の改正規定、様式第四号の改正規定並びに様式第五号の改正規定（負ののれんの償却額及び負ののれん発生益に係る部分に限る。） 平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合（新中間連結財務諸表規則第二条第二十号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。） 事業分離（新中間連結財務諸表規則第二条第二十八号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。） 及び子会社の企業結合（新中間連結財務諸表規則第十七条の十において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十八第一項に定める場合に該当するものに限る。以下この号において同じ。）について適用し、同日前に行われる企業結合、事業分離及び子会社の企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日から平成二十二年三月三十一日まで企業結合、事業分離又は子会社の企業結合が行われる場合には、当該企業結合、事業

分離及び子会社の企業結合について、これらのすべての改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により当該中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を作成することができる。

二 第十四条の改正規定及び様式第一号から様式第三号までの改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

三 第十七条の十五の次に一条を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のうち、施行日以後に提出するものについては、当該改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

四 第六十四条の改正規定及び様式第五号の改正規定（負ののれん償却額及び負ののれん発生益に係る部分を除く。） 平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、

平成二十一年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、これらのすべての改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により作成することができる。

2 前項第一号に掲げる改正規定による新中間連結財務諸表規則の規定により中間連結財務諸表を作成する最初の中間連結会計期間においては、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十一条第一項第二号に掲げる事項のうち、会計処理の原則又は手続の変更（連結子会社の資産及び負債の評価方法に係るものを除く。）が中間連結財務諸表に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 平成二十二年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表を作成する場合において、第一項第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における負ののれんの償却額については、新中間連結財務諸表規則第十四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項として当該負ののれんの償却額を新中間連結財務諸表規則様式第一号に定めるところにより注記し、同条第三項各号に掲げる項目に該当するものとして当該負ののれんの償却額及び未償却残高を新中間連結財務諸表規則様式第三号に定めるところに準じて注記しなければならない。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「新四半期財務諸表等規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 第三条の改正規定、第十五条から第十八条までの改正規定、第十九条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分を除く。)、及び同条第三項の改正規定、第二十条の改正規定並びに第六十六条の改正規定 平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合(新四半期財務諸表等規則第三条第十八号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。)、及び事業分離(新四半期財務諸表等規則第三条第二十八号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。))について適用し、同日前に行われる企業結合及び事業分離については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間(以下「四半期会計期間等」という。))の開始の日から平成二十二年三月三十一日まで企業結合又は事業分離が行われる場合には、当該企業結合及び事業分離について、こ

これらのすべての改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により当該事業年度に属する四半期会計期間等に係る財務諸表を作成することができる。

二 第五条第二項の改正規定、第十九条第一項の改正規定（同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第二項の改正規定、第二十二條の二の次に二条を加える改正規定（第二十二條の三を加える部分に限る。）、第二十五条第二項、第五十六条第二項及び第七十四条第二項の改正規定並びに様式第五号を様式第六号とし、様式第一号から様式第四号までを一号ずつ繰り下げ、附則の次に一様式を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

三 第二十二條の二の次に二条を加える改正規定（第二十二條の四を加える部分に限る。） 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表のうち、施行日以後

に提出するものについては、当該改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により作成することができる。

- 2 前項第一号に掲げる改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により四半期財務諸表を作成する最初の事業年度に属する四半期会計期間等においては、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条第一項第一号に定める事項のうち、会計処理の原則及び手続の変更が四半期累計期間に係る四半期財務諸表に与えている影響額（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

- 3 第一項第二号に掲げる改正規定による新四半期財務諸表等規則の規定により四半期財務諸表を作成する最初の事業年度に属する四半期会計期間等においては、新四半期財務諸表等規則第二十二条の三第一項各号に掲げる事項として報告セグメントの概要（新財務諸表等規則第八条の二十九第一項第一号に掲げる報告セグメントの概要をいう。）を注記しなければならない。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「

新四半期連結財務諸表規則」という。)の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 目次及び第二条第三十一号の改正規定、第二十条から第二十三条までの改正規定、第二十四条の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定(同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分を除く。)及び同条第三項の改正規定、第二十五条及び第五十条の改正規定、第五十一条を削り、第五十二条を第五十一条とし、第五十三条を第五十二条とし、第五十三条の二を第五十三条とする改正規定、第七十一条、第七十四条及び第七十九条の改正規定並びに様式第四号の改正規定(負ののれんに係る部分に限る。)平成二十二年四月一日以後に行われる企業結合(新四半期連結財務諸表規則第二条第二十三号に規定する企業結合をいう。以下この号において同じ。)、事業分離(新四半期連結財務諸表規則第二条第三十三号に規定する事業分離をいう。以下この号において同じ。)及び子会社の企業結合(新四半期連結財務諸表規則第二十六条において準用する新連結財務諸表規則第十条の十八第一項に定める場合に該当するものに限る。以下この号において同じ。)について適用し、同日前に行われる企業結合、事業分離及び子会社の企業結合については、なお従前の例による。ただし

、平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間（以下「四半期連結会計期間等」という。）の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに企業結合、事業分離又は子会社の企業結合が行われる場合には、当該企業結合、事業分離及び子会社の企業結合について、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により当該連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表を作成することができる。

二 第十条第二項及び第十五条の改正規定、第二十四条第一項の改正規定（同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える部分に限る。）及び同条第二項の改正規定、第三十条第二項、第六十四条第二項及び第八十四条第二項の改正規定、様式第一号の改正規定、様式第二号及び様式第三号を削る改正規定、様式第四号の改正規定（同様式を様式第二号とする部分に限る。）、様式第五号の改正規定（同様式を様式第三号とする部分に限る。）、様式第六号の改正規定（同様式を様式第四号とする部分に限る。）並びに様式第七号を様式第五号とし、様式第八号を様式第六号とする改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るも

のについては、なお従前の例による。

三 第二十七条の二の次に一条を加える改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表のうち、施行日以後に提出するものについては、当該改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成することができ

四 第七十七条の改正規定、様式第五号の改正規定（同様式を様式第三号とする部分を除く。）及び様式第六号の改正規定（同様式を様式第四号とする部分を除く。） 平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表については、これらのすべての改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により作成す

ることができる。

2 前項第一号に掲げる改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により四半期連結財務諸表を作成する最初の四半期連結会計期間等においては、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十条第一項第三号に定める事項のうち、会計処理の原則及び手続の変更（連結子会社の資産及び負債の評価方法に係るものを除く。）が四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

3 第一項第二号に掲げる改正規定による新四半期連結財務諸表規則の規定により四半期連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度に属する四半期連結会計期間等においては、新四半期連結財務諸表規則第十五条第一項各号に掲げる事項として報告セグメントの概要（新連結財務諸表規則第十五条の二第一項第一号に掲げる報告セグメントの概要をいう。）を注記しなければならない。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第七条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の規定の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第一条の改正規定（同条中「第八条の十七第一項第十三号」を「第八条の十七第一項第十号」に改める部分に限る。） 附則第二条第一項第一号に掲げる改正規定の適用を受ける財務諸表について適用する。

二 第一条の改正規定（同条中「第十五条第一項第九号」を「第十五条第一項第七号」に改める部分に限る。） 附則第六条第一項第一号に掲げる改正規定の適用を受ける四半期財務諸表について適用する。

三 第一条の改正規定（同条中「第十五条の十二第一項第十二号」を「第十五条の十二第一項第十一号」に改める部分に限る。） 附則第三条第一項第一号に掲げる改正規定の適用を受ける連結財務諸表について適用する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（第二号及び第三号において「新開示府令」という。）の適用は、次の各号に掲げる改正規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 第十七条の三第二項第一号及び第十七条の十七第二項第一号の改正規定、第二号様式の改正規定（「

及び経路成續」を「、経路成續及びキャッシュ・フローの状況」に改める部分に限る。）、第二号の四様式、第二号の五様式、第二号の六様式、第二号の七様式、第七号様式及び第七号の四様式の改正規定
平成二十一年七月一日以後に提出する有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に提出するものについては、なお従前の例による。

二 第三号様式、第三号の二様式、第四号様式、第八号様式及び第九号様式の改正規定 平成二十一年四月一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書のうち、施行日以後に提出するものについては、これらのすべての改正規定による新開示府令の規定により作成することができる。

三 第四号の三様式の改正規定（「及び経路成續」を「、経路成續及びキャッシュ・フローの状況」に改める部分に限る。）及び第九号の三様式の改正規定 平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に

係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書のうち、施行日以後に提出するものについては、これらのすべての改正規定による新開示府令の規定により作成することができる。

四 第一条の改正規定、第二号様式の改正規定（「及び証券対価」を「証券対価及びキャッシュ・フロー」の状況に改める部分及び記載上の注意(66) c(c)を改める部分を除く。）、第四号の三様式の改正規定（「及び証券対価」を「証券対価及びキャッシュ・フローの状況」に改める部分を除く。）及び第五号様式の改正規定 平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表等（財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。以下この号において同じ。）を経理の状況に記載すべき有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表等を経理の状況に記載すべきものについては、なお従前の例による。

(投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十二条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第四十八条第三項（負ののれん発生益に係る部分に限る。）の規定は、平成二十二年四月一日以後に発生する負ののれん発生益について適用し、同日前に発生する負ののれん発生益については、なお従前の例による。ただし、平成二十一年四月一日以後に開始する営業期間の開始の日から平成二十二年三月三十一日までに発生する負ののれん発生益がある場合には、当該負ののれん発生益について、当該規定により当該営業期間に係る計算書類を作成することができるとができる。

2 前項の改正規定による改正後の投資法人の計算に関する規則の規定により計算書類を作成する最初の営業期間においては、投資法人の計算に関する規則第六十一条第二項第一号に掲げる事項のうち、会計処理の原則又は手続の変更が計算書類に与えている影響の内容（当該改正規定に係るものに限る。）について記載することを要しない。

様式第二号

【セグメント情報】

I 前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失 (△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(負ののれん発生益)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位（以下この様式において「セグメント」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 収益及び費用（他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。）を生じる事業活動に係るものであること。
 - (2) 最高経営意思決定機関（各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。）が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。
 - (3) 他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。
2. 二以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとすることができる。
 - (1) 当該事業セグメントを一つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。
 - (2) 当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。
 - (3) 当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。
 - ① 製品及びサービスの内容
 - ② 製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法
 - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
 - ④ 製品及びサービスの販売方法
 - ⑤ 業種に特有の規制環境
3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの（二以上の基準に該当するものを含む。）とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであつても、報告セグメントとすることができる。
 - (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10%以上であること。
 - (2) 利益又は損失の金額の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10%以上であること。
 - ① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値
 - ② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値
 - (3) 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。

4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2. (3)①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している二以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して一つの報告セグメントとすることができる。
5. 3. 及び4. によるもののほか、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、損益計算書の売上高の75%以上の金額に至るまでのものを報告セグメントとする。
6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（例えば、製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 2. により、二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
- (1) 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前事業年度のセグメント情報を当該事業年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当該事業年度のセグメント情報を前事業年度の区分方法により作成した情報）
8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益計上額又は損失計上額（損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前当期純利益若しくは税引前当期純損失又は当期純利益若しくは当期純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。10. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事

項

- (3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前事業年度に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
 - (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容
 - (7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容
9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
 - (2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
 - (3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）
 - ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
 - ③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）
 - ④ のれんの償却額
 - ⑤ 受取利息
 - ⑥ 支払利息
 - ⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）
 - ⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）
 - ⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）
 - ⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）
 - (4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当該事業年度における有形固定資産及

び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

10. 「4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
 - (1) 報告セグメントの売上高の合計額と損益計算書の売上高計上額
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と損益計算書の利益計上額又は損失計上額
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と貸借対照表の資産計上額
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と貸借対照表の負債計上額
 - (5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の財務諸表計上額
11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
12. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号

【関連情報】

I 前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

II 当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。

3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超える場合には、その旨を記載することにより3. (1)又は(2)

に掲げる事項の記載を省略することができる。

6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、損益計算書の売上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第四号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当期償却額	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

当該事業年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当期償却額	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1. 財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第一号

【セグメント情報】

I 前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、企業を構成する単位（以下この様式において「セグメント」という。）のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 収益及び費用（他のセグメントとの取引に関連する収益及び費用を含む。）を生じる事業活動に係るものであること。
 - (2) 最高経営意思決定機関（各セグメントに資源を配分し、業績を評価する機能を有する機関をいう。以下この様式において同じ。）が、各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、経営成績を定期的に検討するものであること。
 - (3) 他のセグメントの財務情報と区分した財務情報が入手可能なものであること。
2. 二以上の事業セグメントが次に掲げる要件のすべてに該当する場合には、当該事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとすることができる。
 - (1) 当該事業セグメントを一つの事業セグメントとすることが、過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価するために、事業活動の内容及び経営環境に関して適切な情報を提供するものとなること。
 - (2) 当該事業セグメントについて、経済的特徴が概ね類似していること。
 - (3) 当該事業セグメントについて、次に掲げるすべての要素が概ね類似していること。
 - ① 製品及びサービスの内容
 - ② 製品の製造方法又は製造過程及びサービスの提供方法
 - ③ 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
 - ④ 製品及びサービスの販売方法
 - ⑤ 業種に特有の規制環境
3. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、事業セグメントのうち、次に掲げる基準のいずれかに該当するもの（二以上の基準に該当するものを含む。）とする。ただし、次に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントであつても、報告セグメントとすることができる。
 - (1) 売上高（事業セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。）が、すべての事業セグメントの売上高の合計額の10%以上であること。
 - (2) 利益又は損失の金額の絶対値が、次の絶対値のいずれか大きい方の10%以上であること。
 - ① 利益の生じているすべての事業セグメントの利益の合計額の絶対値
 - ② 損失の生じているすべての事業セグメントの損失の合計額の絶対値
 - (3) 資産の金額が、すべての事業セグメントの資産の合計額の10%以上であること。
4. 3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、その経済的特徴及び2.(3)①から⑤までに掲げる要素の過半数について概ね類似している二以上の事業セグメントがあるときは、これらの事業セグメントを結合して一つの報告セグメントとす

- ることができる。
5. 3. 及び4. によるもののほか、報告セグメントの売上高（事業セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。）の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%未満の金額となる場合には、3. に掲げる基準のいずれにも該当しない事業セグメントのうち、当該事業セグメントを報告セグメントとしたときの報告セグメントの売上高の合計額が、連結損益計算書の売上高の75%以上の金額に至るまでのものを報告セグメントとする。
6. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 2. により、二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
7. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
- (1) 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当連結会計年度のセグメント情報を前連結会計年度の区分方法により作成した情報）
8. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前当期純利益若しくは税金等調整前当期純損失又は当期純利益若しくは当期純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。10. (2)において同じ。）との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

- (4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項
 - (5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前連結会計年度に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響
 - (6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容
 - (7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容
9. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメントに配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
- (1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額
 - (2) 報告セグメントごとの負債の金額(負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)
 - (3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)
- ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
 - ③ 減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)
 - ④ のれんの償却額
 - ⑤ 受取利息
 - ⑥ 支払利息
 - ⑦ 持分法投資利益
 - ⑧ 持分法投資損失
 - ⑨ 特別利益(主な内訳を含む。)
 - ⑩ 特別損失(主な内訳を含む。)
 - ⑪ 税金費用(法人税等及び法人税等調整額)
 - ⑫ ①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目(連結損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。)
- (4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)
- ① 当連結会計年度末における持分法適用会社への投資額
 - ② 当連結会計年度における有形固定資産及び無形固定資産の増加額

10. 「4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と連結損益計算書の売上高計上額
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と連結貸借対照表の負債計上額
 - (5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額
11. 10. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
12. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二号

【関連情報】

I 前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

II 当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照

表の有形固定資産の金額の 90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3.(1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。

6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当連結会計年度（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1. 連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該

償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第一号

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

II 当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意 1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意 3. に規定するもの（同記載上の注意 4. 及び 5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意 5. 中「損益計算書」とあるのは、「中間損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 財務諸表等規則様式第二号記載上の注意 3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間のセグメント情報を前中間会計期間の区分方法により作成した情報）
5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
 - (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税引前中間純利益若しくは税引前中間純損失又は中間純利益若しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7. (2)において同じ。）との間に差異が

あり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間会計期間に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

(6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容

(7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容

6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

(2) 報告セグメントごとの負債の金額（負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

(3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

③ 減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）

④ のれんの償却額

⑤ 受取利息

⑥ 支払利息

⑦ 特別利益（主な内訳を含む。）

⑧ 特別損失（主な内訳を含む。）

⑨ 税金費用（法人税等及び法人税等調整額）

⑩ ①から⑨までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目（中間損益計算書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。）

(4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、当中間会計期間における有形固定資産

及び無形固定資産の増加額（報告セグメントの資産の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。）

7. 「4. 報告セグメント合計額と中間財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載することとし、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を省略することができる。
- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と中間損益計算書の売上高計上額
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間損益計算書の利益計上額又は損失計上額
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間貸借対照表の資産計上額
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間貸借対照表の負債計上額
 - (5) 報告セグメントのその他の項目（(1)から(4)までに掲げる項目を除く。）の合計額と当該項目に相当する科目の中間財務諸表計上額
8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
9. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二号

【関連情報】

I 前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

II 当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であつて、中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によつて本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であつて、中間貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照

表の有形固定資産の金額の 90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3.(1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。

6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であつて、中間損益計算書の売上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当中間期償却額	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当中間期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

当中間会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当中間期償却額	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
当中間期末残高	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1. 中間財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該

償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第一号

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（負ののれん発生益）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
（減損損失）	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

II 当中間連結会計期間(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)

1. 報告セグメントの概要

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位： 円)

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント資産	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント負債	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他の項目						
減価償却費	×××	×××	×××	×××	×××	×××
のれんの償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
受取利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
支払利息	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法投資利益又は損失(△)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(負ののれん発生益)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
特別損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(減損損失)	×××	×××	×××	×××	×××	×××
税金費用	×××	×××	×××	×××	×××	×××
持分法適用会社への投資額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(記載上の注意)

1. この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に規定するもの（同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5. 中「連結損益計算書」とあるのは、「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントの概要」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (1) 事業セグメントを識別するために用いた方法（製品・サービス別、地域別、規制環境別又はこれらの組合せその他の事業セグメントの基礎となる要素の別）
 - (2) 二以上の事業セグメントを集約して一つの事業セグメントとしている場合には、その旨
 - (3) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類
4. 「1. 報告セグメントの概要」に関して、次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める内容を追加して記載すること。ただし、(2)により記載すべき情報のうち、一部の項目について記載することが困難な場合には、その旨及びその理由を記載することにより、当該項目に係る記載を省略することができる。また、(2)により記載すべき情報を記載することが困難な場合には、当該情報に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨及びセグメント情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨及び前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の区分方法により作成した情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間連結会計期間のセグメント情報を前中間連結会計期間の区分方法により作成した情報）
5. 「2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法」には、次の(1)から(7)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
 - (1) 報告セグメント間の取引がある場合 当該取引における取引価格及び振替価格の決定方法その他の当該取引の会計処理の基礎となる事項
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額（中間連結損益計算書の営業利益若しくは営業損失、経常利益若しくは経常損失、税金等調整前中間純利益若しくは税金等調整前中間純損失又は中間純利益若

しくは中間純損失のうち、適当と判断される科目の金額をいう。7.(2)において同じ。)との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額との間に差異があり、「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」の記載から差異の内容が明らかでない場合 差異の内容に関する事項

(5) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法を前中間連結会計期間に採用した方法から変更した場合 その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与える影響

(6) 事業セグメントに対する特定の資産又は負債の配分基準と関連する収益又は費用の配分基準が異なる場合 その内容

(7) その他参考となるべき事項がある場合 その内容

6. 「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント(企業を構成する単位をいう。)に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。

(1) 報告セグメントごとの利益又は損失及び資産の金額

(2) 報告セグメントごとの負債の金額(負債に関する情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

(3) 報告セグメントの利益又は損失に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

③ 減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)

④ のれんの償却額

⑤ 受取利息

⑥ 支払利息

⑦ 持分法投資利益

⑧ 持分法投資損失

⑨ 特別利益(主な内訳を含む。)

⑩ 特別損失(主な内訳を含む。)

⑪ 税金費用(法人税等及び法人税等調整額)

⑫ ①から⑪までの項目に含まれていない重要な非資金損益項目(中間連結損益計算

書における利益又は損失の計算に影響を及ぼすもののうち、キャッシュ・フローを伴わない項目をいう。)

- (4) 報告セグメントの資産に関する金額のうち、次に掲げる項目の金額(報告セグメントの資産の金額の算定に次に掲げる項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグメント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

- ① 当中間連結会計期間の末日における持分法適用会社への投資額
- ② 当中間連結会計期間における有形固定資産及び無形固定資産の増加額

7. 「4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)」には、次に掲げる項目に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

- (1) 報告セグメントの売上高の合計額と中間連結損益計算書の売上高計上額
 - (2) 報告セグメントの利益又は損失の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額
 - (3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額
 - (4) 報告セグメントの負債の合計額と中間連結貸借対照表の負債計上額
 - (5) 報告セグメントのその他の項目((1)から(4)までに掲げる項目を除く。)の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額
8. 7. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
9. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第二号

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

II 当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位： 円)

	合計
外部顧客への売上高	xxx	xxx	xxx	xxx

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 有形固定資産

(単位： 円)

日本	合計
xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位： 円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
.....	xxx

(記載上の注意)

1. 中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「1. 製品及びサービスごとの情報」には、個別の製品・サービス、製品・サービスの種類、製品・サービスの性質、製品の製造方法、製品の販売市場その他の類似性に基づいて区分した顧客への売上高（セグメント間の内部売上高及び振替高を除く。以下この様式において「外部顧客への売上高」という。）のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものについて記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

また、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超える場合には、その旨を記載することにより当欄の記載を省略することができる。
3. 「2. 地域ごとの情報」には、次の(1)及び(2)に掲げる事項を記載すること。ただし、当該事項を記載することが困難である場合には、当該事項に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
 - (1) 外部顧客への売上高を本邦（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第1号に規定する本邦をいう。以下この様式において同じ。）又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の外部顧客への売上高のうち、一国に係る金額であって、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）及び当該区分の基準
 - (2) 有形固定資産の金額を有形固定資産の所在地によって本邦又は本邦以外に区分した金額（本邦以外の有形固定資産の金額のうち、一国に所在している有形固定資産の金額であって、中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の10%以上を占めるものがある場合には、当該国に区分した金額）
4. 「2. 地域ごとの情報」には、3. に定める国に区分した金額のほか、特定の地域に属する複数の国に係る金額を合計した金額を記載することができる。
5. 3. にかかわらず、本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間連結損益計算書

の売上高の 90%を超える場合又は本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超える場合には、その旨を記載することにより 3. (1)又は(2)に掲げる事項の記載を省略することができる。

6. 「3. 主要な顧客ごとの情報」には、外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高（同一の企業集団に属する顧客への売上高を集約している場合には、その売上高）であって、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占めるものがある場合には、当該顧客の名称又は氏名、当該顧客への売上高及び当該顧客との取引に関連する主な報告セグメントの名称を記載しなければならない。
7. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第三号

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
減損損失	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当中間連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	合計
当中間期償却額	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

（記載上の注意）

1. 中間連結財務諸表作成のために採用している会計処理基準に基づく金額により記載すること。
2. 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報」には、報告セグメントごとに固定資産の減損損失の金額を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていない減損損失の金額がある場合には、当該金額及びその内容を記載すること。
3. 「報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報」には、報告セグメントごとにのれんの償却額及び未償却残高を記載すること。この場合において、報告セグメントに配分されていないのれんの償却額又は未償却残高がある場合には、当該

償却額、未償却残高及びその内容を記載すること。

4. 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報」には、重要な負ののれん発生益を認識した場合において、当該負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要を報告セグメントごとに記載すること。
5. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第一号

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第 四半期累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

前第 四半期会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意 1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意 2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、財務諸表等規則様式第二号記載上の注意 3. に規定するもの（同記載上の注意 4. 及び 5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意 5. 中「損益計算書」とあるのは、「四半期損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
 - (1) 報告セグメントごとの利益又は損失
 - (2) 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグ

メント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

① 外部顧客への売上高

② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高

4. 3. において、(2)①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。

5. 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合（前事業年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。

7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。

8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

(1) 財務諸表等規則様式第二号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

(2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前事業年度の対応する四半期累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期累計期間について前事業年度の区分方法により作成した情報）

(3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

(4) 第二・四半期以降の四半期会計期間において報告セグメントの変更又は事業セグメ

ントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 第二・四半期以降に変更した理由

- (5) 前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前事業年度の対応する四半期会計期間と当四半期会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項
9. 8. において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。
10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。
11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。
 - (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要
 - (2) のれんの金額に重要な変動が生じた場合 のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要
 - (3) 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要
12. 別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第一号

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第 四半期連結累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結累計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

前第 四半期連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は 振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当第 四半期連結会計期間（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

（単位： 円）

	その他	合計
売上高						
外部顧客への売上高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	×××	×××	×××	×××	×××	×××
計	×××	×××	×××	×××	×××	×××
セグメント利益又は損失（△）	×××	×××	×××	×××	×××	×××

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（記載上の注意）

1. この様式において「事業セグメント」とは、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意1. に規定する事業セグメント（同記載上の注意2. により事業セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）をいう。
2. この様式において記載すべき「報告セグメント」の一定の単位は、連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に規定するもの（同記載上の注意4. 及び5. により報告セグメントとするものを含む。以下この様式において同じ。）とする。ただし、同記載上の注意5. 中「連結損益計算書」とあるのは、「四半期連結損益計算書」と読み替えるものとする。
3. 「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」には、最高経営意思決定機関が各セグメント（企業を構成する単位をいう。）に配分すべき資源に関する意思決定を行い、かつ、業績を評価するために、最高経営意思決定機関に提供される金額に基づき、次に掲げる金額を記載すること。
 - (1) 報告セグメントごとの利益又は損失
 - (2) 報告セグメントごとの売上高に関する次に掲げる金額（報告セグメントの利益若しくは損失の金額の算定に当該項目が含まれている場合又は当該項目に係る事業セグ

メント別の情報が最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、かつ、使用されている場合に限る。)

- ① 外部顧客への売上高
 - ② 事業セグメント間の内部売上高又は振替高
4. 3. において、(2)①及び②に掲げる金額については、これらの金額に区分せずに報告セグメントごとの売上高を記載することができる。
5. 「2. 報告セグメントごとの資産に関する情報」には、企業結合、事業分離その他の事由により報告セグメントごとの資産の金額が変動する要因となった事象がある場合（前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合に限る。）において、その概要を記載すること。ただし、当該事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
6. 「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」には、報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書の利益計上額又は損失計上額に差異がある場合において、差異調整に関する事項を記載すること。また、重要な調整事項がある場合には、当該事項を個別に記載すること。ただし、これらの差異調整に関する事項については、「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に係る注記事項と併せて記載することができる。この場合には、当欄の記載を要しない。
7. 6. において、報告セグメントに含まれない事業セグメント及びその他の収益を得る事業活動に関する情報については、他の調整項目と区分して「その他」の区分に一括して記載すること。
8. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があった場合において、次の(1)から(5)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。
- (1) 連結財務諸表規則様式第一号記載上の注意3. に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合 その旨並びに四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
 - (2) 組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合 その旨並びに前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当四半期連結累計期間について前連結会計年度の区分方法により作成した情報）
 - (3) 事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行った場合 その旨、変更の理由並びに当該変更が四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響
 - (4) 第二・四半期以降の四半期連結会計期間において報告セグメントの変更又は事業セ

グメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行った場合 第二・四半期以降に変更した理由

- (5) 前連結会計年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行っており、かつ、前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間と当四半期連結会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合 その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項
9. 8. において、(1)から(4)までに掲げる場合に該当するときは、当該変更を行った四半期連結会計期間に係る連結会計年度に属する四半期連結会計期間において、それぞれの場合に定める事項を継続して記載すること。
10. 「4. 報告セグメントの変更等に関する事項」には、8. に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。
11. 「5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。
 - (1) 固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合 その概要
 - (2) のれんの金額に重要な変動が生じた場合 のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要
 - (3) 重要な負ののれん発生益を認識した場合 重要な負ののれん発生益を認識する要因となった事象の概要
12. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。